

浦安音楽ホール
指定管理者募集要項

令和8年7月

浦安市教育委員会
生涯学習部生涯学習課

目次

1. 施設の概要	1
(1) 運営の基本方針	1
(2) 正式名称	1
(3) 所在地	1
(4) 建物概要	1
(5) 施設概要	1
(6) 施設の利用実績	2
2. 管理運営に関する事項	2
(1) 休館日等	2
(2) 指定管理期間	2
(3) 指定管理者が行う業務について	2
(4) 指定管理者が行う業務の範囲	4
(5) リスク管理・責任分担	5
(6) 目標値	5
3. 管理運営経費に関する事項	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 指定管理料の支払い	6
(3) 指定管理料の精算・返還	6
(4) 会計の管理	6
(5) 指定管理料の上限額	6
(6) 管理運営経費の見積もりについて	6
4. 公募に関する事項	8
(1) 申請の資格等	8
(2) 不適合事由	9
(3) 公募スケジュール	9
5. 提出書類及び提案に関する事項	10
(1) 提出書類	10
(2) 提出時の留意点	12
(3) 提案について	13
6. 選定に関する事項	16
(1) 審査方法	16
(2) 審査基準	16
(3) 選定審査対象からの除外	18
(4) 選定結果	18
7. 協定に関する事項	18
(1) 協定の締結	18
(2) 業務の引き継ぎ	18
(3) 指定の取り消し	18

浦安音楽ホール指定管理者募集要項

浦安市（以下「市」という。）では、浦安音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）の指定管理期間が令和9年3月31日をもって終了するため、浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

音楽ホールは、「音楽その他の文化芸術の活動の場及び音楽の鑑賞の機会を市民に提供することにより、本市における文化及び芸術の向上を図る」ことを目的として設置され、これまで、優れた音響のホールで質の高い音楽等を鑑賞する機会とともに、市民の文化芸術活動の場を提供してきました。今後は、各施設の特性を生かしながら、市民の多様なニーズに応え、文化芸術活動の場としてさらに活用され、文化芸術の拠点として親しまれる施設を目指します。

（1）運営の基本方針

音楽ホールは、本市の文化芸術活動の拠点として、各施設の特性を生かしながら、音楽をはじめ舞踊、演劇、伝統芸能等、多様な分野の文化芸術活動に取り組むとともに、文化芸術にとどまらない幅広い分野の活動にも対応していきます。

- ・市民の多様な文化芸術活動の場の提供と支援を行う
- ・多様な文化芸術を鑑賞する機会を提供する
- ・多くの市民が集い、文化芸術にとどまらない幅広い分野の取り組みを行うことでコミュニティを活性化する
- ・新たな文化を創造し、発信するとともに、次世代の担い手を育成する

（2）正式名称 浦安音楽ホール

（3）所在地 浦安市入船一丁目6番1号

（4）建物概要 平面図・断面図 資料1

① 延床面積 約3,877㎡（専有部分） 約8,926㎡（施設全体）

② 構造・階数 鉄骨造地上8階・地下ピット階（うち1階の一部、4～7階を専有）

※市は建物所有者から施設を貸借する。

（5）施設概要

① コンサートホール

客席数303席（固定、車いす席3席含む）

楽屋 4 室、楽屋事務室

② ハーモニーホール

客席数201席（可動、車いす席 1 席含む）

楽屋 2 室、楽屋事務室

③ その他

スタジオ 5 室（91㎡、32㎡、22㎡、16㎡、18㎡）

ロビー、ラウンジ、テラス、スカイガーデン等

※詳細は音楽ホールのホームページもご参照ください。

（6）施設の利用実績

資料 2 を参照してください。

2. 管理運営に関する事項

（1）休館日等

開館時間、休館日は、以下のとおりです。指定管理者は、市の承認を経て、休館日・開館時間を変更することができます。市民サービス向上のため、開館時間延長等の提案があればしてください。

① 開館時間

午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。利用料金の支払い等の窓口業務は午前 9 時から午後 9 時までとする。

② 休館日

- ・ 毎月の第 2 火曜日及び第 4 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）
- ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- ・ 指定管理者が施設の管理運営上、特に必要と認めるときは、市との協議によって臨時に休館することができる。
- ・ 市長が必要と認める日

（2）指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（3）指定管理者が行う業務について

指定管理者は業務にあたり、次の基本的事項等を遵守し、適正な管理運営を行ってください。

① 基本的事項

- ・ 音楽ホールの設置目的に基づき、施設の特性を生かした管理運営を行うこと。
- ・ 公の施設であることを常に念頭に置き、施設の利用に関し公平性を確保す

ること。

- ・利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ・市と密接に連携をとりながら管理運営を行うこと。
- ・施設及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- ・予算の執行にあたっては事業計画書、収支予算書に基づき、適正かつ効率的に行うこと。
- ・効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ・市内文化施設等との連携・協力を行うこと。
- ・近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- ・ごみの削減、省エネルギー、CO2削減等、環境に配慮した運営を行うこと。

② 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、関係する法令、市の条例規則を遵守してください。

- ・地方自治法
 - ・労働基準法
 - ・労働安全衛生法
 - ・職業安定法
 - ・最低賃金法
 - ・個人情報保護に関する法律
 - ・浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例及び同規則
 - ・浦安市行政手続条例及び同規則
 - ・浦安市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同規則
 - ・浦安市暴力団排除条例
 - ・浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例
 - ・その他、管理運営業務に関する全ての法令、条例、規則等
- なお、必要に応じて、市が委託する第三者が、実地調査をする場合があります。

③ 個人情報の保護について

指定管理者が音楽ホールの管理運営上、取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の取り扱いに関する規約・管理マニュアル等を作成し、適正に行ってください。

④ 情報公開について

指定管理者が音楽ホールの管理運営を行うにあたり、作成及び取得した文書については、情報公開規程を作成し、適正な情報公開を行ってください。

⑤ 税金の取り扱いについて

指定管理者は法令等を遵守し、適正に納税を行うものとします。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は下記のとおりとし、詳細については、別紙「浦安音楽ホール指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとします。

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市の承認を得た上で委託することは可能です。この場合、委託の相手方は、募集要項の申請資格等に記す応募不適合者でないこととします。

① 施設の運営（全般）に関すること

② 施設及び設備の利用の承認等に関すること

③ 文化芸術事業（企画提案事業・自主事業）の実施に関すること

- ・ 企画提案事業：仕様書の11頁、第5-2（4）で市が示す4つの分類の事業について指定管理者が企画提案し、指定管理料等を充当して開催する事業
分類：鑑賞型、参加創造型、普及育成型、連携・賑わい創出型
- ・ 自主事業：施設の設置目的の範囲及び市民利用と企画提案事業に支障がない範囲において、指定管理者が自己の責任と負担で市の承認を経て開催する事業

④ 施設及び設備の維持管理に関すること

⑤ 施設の運営状況に対するモニタリング（評価）の実施に関すること

⑥ 災害等緊急時の計画、対応に関すること

公の施設は、災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定され、本施設においても、大規模災害等により、帰宅困難者対応や臨時の避難所等、災害等の状況によっては随時協力を求める可能性があります。

そのため、指定管理者は、公共施設の管理運営を任されている者の責任として、災害発生時においては、市と協力して災害対応を行っていくことを十分に認識しておく必要があります。

⑦ その他市が必要と認めた業務

・ 情報誌について

音楽ホールでは、音楽ホールや開催事業等の宣伝のため、情報誌「おとなみ」を年4回程度発行しています。指定管理者は、音楽ホールや開催事業等の宣伝とPRのため、情報誌を発行してください。

・ 友の会について

音楽ホールでは、会員制の友の会組織を運営し、チケット割引や先行予約制度などのサービスを行っています。指定管理者は、友の会または友の会に代わる事業（以下「友の会等事業」という。）を実施してください。

・ネーミングライツについて

市は、音楽ホールにネーミングライツを導入しています。そのため、指定管理者が作成するチラシやポスター、パンフレット等で音楽ホールの名称を掲載する場合は、ネーミングライツの愛称を使用してください。また、ネーミングライツパートナーによる施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる提案については、可能な限り協力してください。

契約先：JCOM マーケティング株式会社

契約期間：令和元年7月1日～令和11年3月31日まで

(5) リスク管理・責任分担

指定管理者による管理運営が原因となったリスクに対する責任については、原則として、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵等が原因の場合には、その程度に応じて市が責任を負うものとします。

なお、いずれの場合も指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるものとします。詳細については、仕様書に定めるとおりとします。

(6) 目標値

指定管理期間の最終目標値を次のとおり設定しますので、指定管理者は積極的な利用促進を図り、目標の達成に努めてください。

年間利用者数…106,000人 年間施設利用率…95%

3. 管理運営経費に関する事項

(1) 基本的な考え方

① 利用料金制度について

地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を導入します。したがって、施設の利用料金は、指定管理者の収入となります。利用料金は、条例及び同規則に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとします。

指定管理者は、市が支払う指定管理料のほかに、施設の利用料金、公演の入場料収入等を自らの収入とすることができます。また、事業の実施にあたっては、各種助成金、協賛金などを活用することができます。

② 指定管理料について

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、市が指定管理者に対して支払うものです。応募時に提出された収支計画書の金額をもとに、年度毎に予算の範囲内で市が指定管理者と協議の上、決定します。

なお、年度の決算時において運営に起因する不足額が生じた場合の補てんは行いません。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに支払います。支払いは、四半期ごとの前払いとしますが、支払時期や方法は、別途協定書及び協議書で定めません。

(3) 指定管理料の精算・返還

指定管理料の差額は、指定管理者の経営努力により増減するとの考えから、仕様書や事業計画書で定めた事業が実施されている限り、事業実施後に差額が生じても原則として精算は行いません。

精算とは別に、共益費、維持管理費、光熱水費、修繕費の余剰分については、返還の対象とします。

(4) 会計の管理

指定管理に係る会計は、指定管理者が属する法人等の会計や自主事業に係る経費と区分し、経理を明確にしてください。指定管理に係る経費の収支状況については、高い透明性が求められることから、これを適切に管理するため、専用の口座を開設してください。専用口座の運用にあたっては、ペイオフ制度への対策を講じ、損害を被ることのないようにしてください。

(5) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、次のとおりです。なお、協定締結日以降に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

令和9年度	141,158,000 円
令和10年度	149,724,000 円
令和11年度	149,836,000 円
令和12年度	156,637,000 円
令和13年度	156,653,000 円
合計	<u>754,008,000 円</u>

(6) 管理運営経費の見積もりについて

管理運営経費の見積もりに当たっては以下の点に注意してください。実績については資料3を参照してください。なお、共益費、維持管理費、光熱水費、修繕費については、市であらかじめ記した額から変更しないでください。

① 指定管理者の収入・支出として見込まれるもの

ア 収入

- ・ 指定管理料
- ・ 施設の利用料金：施設利用料（含附属設備費）
- ・ 文化芸術事業の事業収入：企画提案事業の公演の入場料収入

- ・その他の収入：友の会等事業の会費、附帯サービスによる収入等
- ・各種助成金、協賛金等

イ 支出

- ・共益費：建物全体の共用部分の管理に係る経費
- ・維持管理費：建物所有者が指定する建物管理者に対し、専有部分の保守点検や清掃等、維持管理の委託に係る経費
- ・光熱水費：電気・水道及びガス代
- ・修繕費：施設の維持管理・現状復旧を目的とした小修繕に係る経費
- ・人件費：職員及びパート・アルバイトの給与、諸手当、賃金等
- ・企画提案事業費：市が示す4つの分類の事業について、指定管理者が企画提案・開催する事業に係る経費
- ・その他の経費：施設の管理運営に必要な経費等

ウ 上記のほか、自主事業を実施する場合においては、自主事業の実施に伴う収入及び支出が見込まれます。

② 利用料金収入について

- ・指定管理者は、各室の現行料金や利用状況、稼働率を参考に、市民利用及びサービスの向上に配慮し条例に定める上限の範囲内で、新たな視点から設定してください。特に、利用料金に関する提案については、施設の特性（音響性能等）を踏まえた料金水準の妥当性や収支改善及び運営の安定性への寄与を始め、利用者負担の公平性及び多様な利用者層の確保への配慮などに重点を置いて設定してください。現行料金については音楽ホールのホームページで、過去の収入実績については資料3を参照してください。
- ・今期の指定管理者が令和9年4月以降の施設の利用料金を、令和9年3月31日までに収受している場合、次期指定管理者に当該料金を引き継ぐものとしします。
- ・利用料金収入が当初の見込み額を上回った場合は、原則として収入実績と見込み額の差額の50%を市に返還していただきます。
- ・利用料金収入が当初の見込みを下回った場合、補てんや指定管理料の増額はしません。

③ 人件費について

自主事業との兼務を前提とした職員体制である場合は、自主事業に従事する時間や割合等により、人件費の算定から差し引いて計算してください。

※職員は、できるだけ市内在住者の雇用に努めてください。

④ 文化芸術事業に係る経費について

- ・企画提案事業の実施にあたり、指定管理料から充当することができる経費は年間1,500万円とします。なお、この枠にとらわれず外部資金等の活用や、指定管理者のノウハウを生かし、市の示す4つの分類を踏まえて、音楽ホ

ールの設置目的に合った魅力的な事業を提案してください。

- ・自主事業の実施に係る収入及び支出については、音楽ホールの指定管理に係る会計とは区分してください。なお、自主事業の支出が収入を上回った場合でも、指定管理者が行う業務に係るその他の収入で相殺することは出来ないものとします。

⑤ 友の会等事業の会費、附帯サービス等の収入について

指定管理者が管理運営業務の中で得る、友の会等事業の会費や附帯サービス（舞台スタッフの増員、スモークマシン溶液の販売、盛花や看板の手配等）、助成金等による収入については、利用料金と同様、指定管理者の収入とします。ただし、自主事業に係る附帯サービス収入はここに含まないものとします。なお、附帯サービスは市と事前に協議し、許可を受けて実施するものとします。

⑥ 一般管理費について

音楽ホールの管理運営に係る直接業務費以外で、指定管理者の団体の本社（本部）機能の維持に係る経費（従業員の福利厚生費、役員報酬、雑費等）とします。

4. 公募に関する事項

（1）申請の資格等

公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、指定期間中、安全かつ円滑に、音楽ホールを管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）又はグループとします。法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

<複数の団体によるグループ応募について>

- ・複数の団体がグループを構成して応募する場合は、グループの名称を設定し、代表団体を定めて、代表団体が申請してください。その際、構成団体を明記し、構成団体間の取り決め事項や責任割合等を明記した書類を、提出書類等とあわせて提出してください。
- ・申請後の連絡及び選定後の協議は代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は構成団体全てが負うこととなります。なお、構成団体が以下（2）の不適合事由のいずれかに該当する場合は応募できません。
- ・1グループごとに1申請とし、複数の申請はできません。
- ・グループの構成団体が重複して単独で応募したり、単独で応募する団体がグループの構成団体になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- ・申請書類等提出後の団体の法人格の変更（取得を含む）、グループの構成団体の変更、その他の団体に関する重要事項の変更は原則としてできないこと

とします。申請する団体が、申請後に法人格等、重要事項の変更を予定している場合は、必ず、申請前に相談してください。

(2) 不適格事由

次のいずれかに該当する団体は、申請できません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている者
- ・ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更生または再生手続きをしている者
- ・ 破産の申立がなされている者
- ・ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・ 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ・ 申請書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ・ 浦安音楽ホール指定管理者選定等審査会委員と資本面で関連がある者
- ・ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(3) 公募スケジュール

内 容	期 日
募集要項等の配布	令和8年7月1日（水）～8月21日（金）
質問事項の受付	令和8年7月16日（木）～7月24日（金）
質問事項の回答	令和8年8月5日（水）
申請受付	令和8年8月17日（月）～8月21日（金）
選定審査	令和8年10月上旬（別途通知します。）
候補者選定通知・公表	令和8年10月下旬（別途通知します。）
議決	令和8年12月中旬 浦安市議会第4回定例会
指定	令和9年1月上旬

* 7月16日（木）に施設見学会を行います。（事前予約制）

申込方法：生涯学習部生涯学習課（市役所7階）へ電話または窓口で直接申込みしてください。

連絡先：047-712-6794

① 募集要項等の配布

配布期間：令和8年7月1日（水）～8月21日（金）9:00～16:30
（土日祝日を除く）

配布場所：生涯学習部生涯学習課（市役所7階）

市のホームページからダウンロードが可能です。

図面は配布しませんので、ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/1009060/1048715.html>

② 質問事項の受付

受付期間：令和8年7月16日（木）～7月24日（金）

受付方法：所定の様式（様式第28号）を使い、電子メールで提出してください。件名に「浦安音楽ホール指定管理者募集 質問書」と入力してください。

メールアドレス：manabi@city.urayasu.lg.jp

質問事項への回答：令和8年8月5日（水）ホームページにて公表します。

※音楽ホール及び現在の指定管理者へのお問い合わせはご遠慮ください。

③ 申請の受付

受付期間：令和8年8月17日（月）～8月21日（金）9:00～16:30

（土日祝日を除く）

受付場所：生涯学習部生涯学習課（市役所7階）に直接提出してください。

④ 選定等審査会の実施

審査は、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより行います。選定等審査会の実施日時・場所及び実施方法については、別途通知します。

⑤ 選定結果の公表

選定結果は、応募者に通知するとともに市のホームページに掲載します。なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに通知します。公表日については、別途通知します。なお、選定結果に対する異議申し立てはできません。

⑥ 指定管理者の指定

指定管理者は、正式には令和8年浦安市議会第4回定例会での議決を経て市長が指定します。議会の承認が得られないときは、選定結果は取り消すこととし、市はその損害賠償の責は負わないものとします。

5. 提出書類及び提案に関する事項

（1）提出書類

次の書類を提出してください。

（グループ応募の場合は、構成団体のものを含む。）

※提出部数…原本1部・コピー14部

※書類のサイズ等…全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）としま

す。表紙・背表紙をつけ左綴じとし（ファイル可）書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付してください。

① **浦安市公の施設指定管理者指定申請書**（「浦安市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」別記第1号様式）

※グループ応募の場合

- ・浦安市公の施設指定管理者指定申請書（同上）
- ・指定管理者申請に係るグループ構成員表（様式第1号）
- ・グループ協定書（一綴りにし、割印をしたもの。構成員が法人でない場合は、代表者の印鑑証明書を添付）
- ・委任状（様式第2号）

② **事業者概要書**（様式第3号）

③ **類似施設の実績調書**（様式第4号）（該当する場合）

④ **誓約書**（様式第5号）

⑤ **指定管理料提案書**（様式第6号）

⑥ **浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団でないことの表明及び確約に関する同意書**（様式第7号）

⑦ **個人情報の取り扱いに関する規約・管理マニュアル等**（様式第8号）

⑧ **諸証明書類等**

ア 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類（法人以外の団体については、これに相当する書類）

イ 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

※申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

ウ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

※法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるパンフレット等でも可。

エ 役員名簿（法人以外の団体については、これに相当する書類。なお、名簿には性別・生年月日まで記載すること。）

オ 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

（法人格を有しない団体及び非課税団体については、代表者個人の納税証明書）

カ 直近3か年の財務状況に関する書類

法人種類	提出が必要な書類	作成している場合に提出
------	----------	-------------

株式会社	貸借対照表 損益計算書	キャッシュフロー計算書
公益法人	貸借対照表 損益計算書	キャッシュフロー計算書 財産目録
一般社団法人 一般財団法人	貸借対照表 損益計算書	

※上記の表以外のその他の団体については、これに類する書類

キ 法人本体の直近3か年の事業計画書で収支予算と収支決算が記載されている書類（または、これに類するもの）

ク 法人本体の直近2か年の事業報告書

ケ その他追加資料（市が必要と認めた場合）

⑨ **管理運営・事業等提案書**（様式第9号～第27号）

⑩ **募集要項及び仕様書等に対する質問票**（様式第28号）（該当する場合）

⑪ **辞退届**（様式第29号）（該当する場合）

（2）提出時の留意点

① 費用負担等

申請に関して必要となる費用等一切は、応募者の負担とします。また、提出書類等に含まれる著作権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は応募者が負うものとします。

② 提出書類の著作権等

応募者の提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の選定結果の公表等において必要と認める場合は、指定管理者候補として選定された候補者の提出書類の一部または全部を無償で使用できるものとします。また、選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提出書類の一部を無償で使用できるものとします。

また、著作権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を無断で提出書類に記載・使用することを禁止します。

③ 提出書類の取り扱い

- ・提出後は、軽微な修正を除き、内容の変更をすることはできません。
- ・提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式第29号）を提出してください。
- ・指定管理者候補に選定外の応募者の提出書類は、指定管理者の指定後、返却します。

ただし、返却までの間に開示請求があった場合は、公文書管理規則に基づいて取り扱うものとします。

- ・選定等審査会で選定された候補者の提出書類に関しては、浦安市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、その一部または全部を情報公開条例に基づき、請求者に対して原則として開示するものとします。
- ・候補者の選定に係る情報の公開等については、公平かつ適正に選定が行われたかという観点から、個人情報における通例として明らかに不開示情報となる場合を除き、開示します。

また、候補者が提出した「事業計画書」、「収支計画書」及び「指定管理料提案書」は、指定前であっても、議案の審議に必要なものとして、個人情報を除き市議会に提供します。

- ・指定管理者に指定された場合、指定管理者の提案書は、市の情報公開室において配架することとし、個人情報を除いて公開されます。

※浦安市情報公開条例に規定する「不開示情報」は開示されませんが、特に指定管理者または候補者の提出書類に記載された情報については、個人情報を除き、原則として不開示情報として認められませんのでご了承ください。

ただし、市は、候補者及び指定管理者の提案内容の著作権、実用新案権、意匠権、商標権、事業手法、維持管理手法等の保護のため、開示又は公開された提案書の複製・転用を禁じるものとします。

(3) 提案について

各提案について、仕様書に該当する内容がある項目については、仕様書に基づいて作成してください。

① 運営方針について（様式第9号）

音楽ホールの運営方針を次の項目を盛り込んで作成してください。

- ・応募理由
- ・基本方針
- ・公平な利用の確保
- ・障がい者、子ども、高齢者などあらゆる利用者の利用を想定した取り組み
- ・サービスの向上及び施設の利用促進
- ・利用者のニーズや意見の把握と、満足度を高める取り組み
- ・市内文化施設等との連携、協力
- ・市民や地域団体等との連携及び参加の推進
- ・地域活性化に資する取り組み
- ・類似施設の運営実績と活用できる点（該当がある場合）

② 管理運営体制について

ア 職員体制（様式第10号）

仕様書及び自らの提案を実現するための組織体制について、役職及び部署、配置人数、経験、資格、勤務体制、雇用形態などを具体的に示してください。施設責任者については、氏名と類似業務等の経歴などを示してください。また、地域雇用創出についての考え方と方策について示してください。

イ 職員の育成・研修体制（様式第11号）

職員のスキル向上及び安全管理のための研修や訓練について、対象者、内容、講師の情報、実施頻度等について具体的に示してください。

ウ 緊急時その他の事態への対応・対策（様式第12号）

次のような事態や状況における対応の考え方及び対応方法、体制、対策についてそれぞれ具体的に示してください。

- a. 大地震発生
- b. 施設内での事故（怪我人発生）
- c. 個人情報漏えい
- d. 管理運営に関する情報公開請求
- e. その他想定できる事態

エ 利用者のニーズや意見、満足度の把握と対応（様式第13号）

利用者のニーズや意見、満足度の把握と対応方法について、具体的に示してください。

オ 施設及び設備の維持管理と環境負荷低減への取り組み（様式第14号）

施設及び設備の安全・衛生を維持し、利用者が快適に利用できるようにするための考え方と体制、方策について具体的に示してください。

第三者に委託する場合は、委託する業務、配置人数、勤務体制について示してください。なお、専有部の清掃については、ビル管理会社の委託先との契約になります。

また、環境負荷低減への考え方と方策について、具体的に示してください。

③ 事業計画について

音響のよいコンサートホール、多機能で多様な利用が可能なハーモニーホール、さまざまな規模と設備を備えたスタジオなど各施設の特性を生かしつつ、利用実績等を参考に市民の多様な文化芸術活動を推進できるよう、また、文化芸術の分野に限らない市民の多様なニーズに応えられるよう、柔軟な発想と工夫で魅力的な提案をしてください。

ア 文化芸術事業の基本的な考え方（様式第15号）

企画提案事業及び自主事業の実施にあたっての基本的な考え方を示してください。

イ 文化芸術事業事業計画書（様式第16号）

企画提案事業及び自主事業の各事業の計画について、目的、内容、対象、入場料等をできるだけ詳細に示してください。なお、企画提案事業の予算を指定管理料に一定額見込んでいますので、入場料収入等と併せて事業計画を立ててください。

ウ 文化芸術事業の事業計画と実施体制（様式第17号）

文化芸術事業事業計画書（様式第16号）に記載した企画提案事業及び自

主事業について、事業の特徴や分類（仕様書11p参照）、対象と入場料等の設定の考え方を示してください。また、各事業を確実に効果的に実施するための職員体制や方策、類似事業の実績、職員予定者の経験やネットワークなどがあれば示してください。

エ 利益還元の提案について（様式第18号）

企画提案事業の事業収入が、当初の見込みを上回った場合の還元の提案をしてください。

オ 貸室事業の基本的な考え方（様式第19号）

貸室事業の基本的な考え方と、料金表及び料金設定の根拠について、市の財政負担軽減と利用者への影響を考慮したうえで、施設運営の収支向上を図るため、利用料の改定も含め料金設定に関する考え方を示してください。

なお、現行の利用料金体系を踏まえ、条例に定める上限の範囲内で、次に掲げる事項を総合的に勘案した利用料金の設定（区分及び水準の見直しを含む）について提案すること。

- （1）利用目的（営利公演、非営利活動、練習利用等）に応じた料金区分のあり方
- （2）曜日別・時間帯別の需要差を踏まえた料金設定
- （3）ホール及び付帯設備（音響、照明、舞台設備等）の利用実態に応じた料金体系
- （4）施設の特性及び提供サービスの水準に見合った受益者負担の適正化
- （5）稼働率の向上及び利用促進に資する料金体系の工夫

カ 貸室の今後の利用予測と稼働率増加の具体的方策（様式第20号）

貸室の今後の利用予測と、稼働率を増加させるための方策について具体的に示してください。

キ 広報・宣伝体制（様式第21号）

文化芸術事業及び貸室事業の参加者・利用者を増やすための、効率よい募集と広報・宣伝の体制や方策を示してください。

ク 市内文化施設等との連携・協力の方策（様式第22号）

文化会館や市民プラザ等、市内文化施設との事業等の連携・協力について、実現可能な内容と方策について具体的に示してください。

ケ 市民や地域団体等との連携及び参加の推進の方策（様式第23号）

市民や地域団体等との事業等の連携及び参加の推進の方策について、具体的に示してください。

④ 収支計画について

ア 収支計画書（様式第24号）

イ 収支計画の考え方（様式第25号）

収支計画書（様式第24号）に記載した内容について、収入・支出別にすべての項目の積算の考え方や根拠、内訳について詳しく示してください。

(積算のある項目を除く) また、自主事業の収支計画について示してください。

ウ 経費縮減の方策 (様式第26号)

経費縮減の方策について具体的に示してください。

⑤ その他 (様式第27号)

施設の管理運営に関して、特筆したい独自の工夫や提案があれば、示してください。

6. 選定に関する事項

選定は、地方自治法第244条の2並びに浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例第4条及び浦安市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づいて行い、市議会の議決を経て、指定管理者に指定します

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により、候補者及び次点候補者を選定します。選定にあたっては、「浦安音楽ホール指定管理者選定等審査会」を設置し、審査を行います。なお、この審査会は、浦安市情報公開条例第7条第3号の規定により非公開としますが、候補者の選定に係る情報については、公平かつ適正に選定が行われたかという観点から、個人情報を除き、開示します。

(2) 審査基準

選定は次に掲げる基準により、総合的に判断します。

- ・団体の業務実績が良好で、音楽ホールを継続的に運営できること。
- ・音楽ホールの設置目的と運営の基本方針に沿い、適正な管理運営ができること。
- ・施設の管理運営と施設及び設備の維持管理の体制が整備され、利用者サービスの向上とともに安全で衛生的で、かつ環境負荷低減に配慮した管理運営ができること。
- ・運営の基本方針と利用者ニーズに合った事業展開により利用増加が見込まれること。
- ・市内文化施設や市民、地域団体等との連携等がなされていること。
- ・良好な管理運営が可能な根拠ある適正な収支計画であり、経費削減の姿勢がみられること。

浦安音楽ホール指定管理者選定審査基準

審査項目	評価の視点	判断基準	配点
------	-------	------	----

団体の状況 (5点)	施設を運営する体力と能力、手法があるか評価する。	経営理念・業務実績・類似実績	5
運営方針 (50点)	設置目的と運営の基本方針を理解し、明確な運営方針であるか評価する。	運営方針（応募理由、基本方針、公平な利用の確保、あらゆる利用者の利用を想定した取組、サービスの向上及び施設の利用促進、利用者ニーズ等の把握と満足度を高める取組、市内文化施設等との連携・協力、市民や地域団体等との連携及び参加の推進、地域活性化に資する取組、類似施設の運営実績と活用できる点）	各5
施設の管理運営と施設及び設備の維持管理 (50点)	施設の管理運営と施設及び設備の維持管理を適切かつ効率的に行うための体制整備と、対利用者や安全・衛生への適切な対応と対策、環境負荷低減への方策が講じられているか評価する。	職員体制（配置、人数、経験、資格等）、地域雇用創出	10
		職員の育成・研修体制	10
		緊急時等の対応と対策	10
		利用者のニーズや意見、満足度の把握と対応	10
		施設及び設備の維持管理の考え方と体制、環境負荷低減への取り組み	10
事業計画 (65点)	基本方針と利用者のニーズに合った魅力的な事業が提案され、利用を増加させる方策や工夫があるか評価する。また、市内文化施設や市民、地域団体等との連携などについて評価する。	文化芸術事業の基本的な考え方	10
		文化芸術事業の事業計画と実施体制	20
		利益還元の提案	5
		貸室事業の基本的な考え方	5
		貸室の今後の利用予測と稼働率増加の方策	10
		広報・宣伝体制	5
		市内文化施設等との連携・協力の方策	5
		市民や地域団体等との連携と参加の推進の方策	5
収支計画 (25点)	適正で根拠のある収支計画で、経費縮減の視点を持ちつつ、良好な管理運営が可能か評価する。	積算の考え方と根拠、収支項目の適切さ、計画の実現性、自主事業の収支計画	20
		経費縮減の方策	5
その他 (5点)	(上記以外の)施設の管理運営に関する独自の工夫や提案等があれば評価する。		5
合 計			200

※選定等審査前に、各応募者の財務状況について、本市指定管理者制度運営専門委員が個別に検証します。

※合格最低ラインは、合計点数の6割以上とします。

(3) 選定審査対象からの除外

次に該当する場合は提案内容を無効とし、申請の取り消し及び審査の対象外とします。

- ・ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 提出書類に著しい不備があった場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 指定管理料の上限額を超えている場合
- ・ 選定審査に関し、市職員その他関係者と接触し、不当な要求等をした場合
- ・ その他、不正行為等があった場合

(4) 選定結果

選定結果については、応募者に通知するとともに、浦安市ホームページで公表します。なお、当該選考結果は、指定管理者候補の決定を通知するものであり、指定管理者の指定について通知するものではありません。また、次点の候補者は、指定管理者候補が指定を受けるまでの間に、施設の管理を行うことが不相当と認められた場合等を想定し選考するものです。

7. 協定に関する事項

(1) 協定の締結

候補者は、業務内容や管理の基準の細目、指定管理料などについて市と協議し、議会の議決を経て市長の指定を受けた後に協定書を締結し、指定期間中の年度ごとに協議書を交わすこととなります。

(2) 業務の引き継ぎ

指定期間終了又は指定の取り消しにより、業務を引き継ぐ際には、事業やサービスの休止など利用者へのサービスが低下することがないように、円滑かつ支障なく引き継ぎを行うこととします。引き継ぎに際し、事業や住民サービスの低下を招くことがないように、施設の性質に応じた引き継ぎ期間を設けるとともに、引き継ぎに関する基礎的マニュアルとそれに基づく引継計画の策定、業務開始までに各業務の習得を行うものとします。

また、引継計画を実施していく際、利用者の意見を聴く機会を設け、聴き取った意見は可能な限り引継計画に反映させるものとします。

なお、引き継ぎに要する費用については、原則引き継ぎを受ける指定管理者が負担することとします。

(3) 指定の取り消し

市は指定管理者に対し、管理運営を行わせることが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して、市は賠償を行いません。また、取り消しに伴う市の損害について指定管理者に

損害賠償を請求することがあります。

① 指定管理者候補を指定管理者として指定する前における措置

指定管理者候補を指定管理者として指定する前において、指定管理者が「4. 公募に関する事項（2）不適格事由」に掲げる要件に該当することとなったとき、又は指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的な信用を著しく損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められるときには、指定管理者の指定を行わないことがあります。

② 指定管理者の指定後に事業の継続が困難となった場合の措置

- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合は、市は指定を取り消すことができるものとします。この場合、指定管理者は協定書で定める違約金を市に支払うものとします。損害額が違約金より大きいとき、または協定書締結前については、市は生じた損害の賠償請求をすることができるものとします。
- ・災害その他の不可抗力等、市又は指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、管理運営の継続が困難となった場合、市と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行うものとします。その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

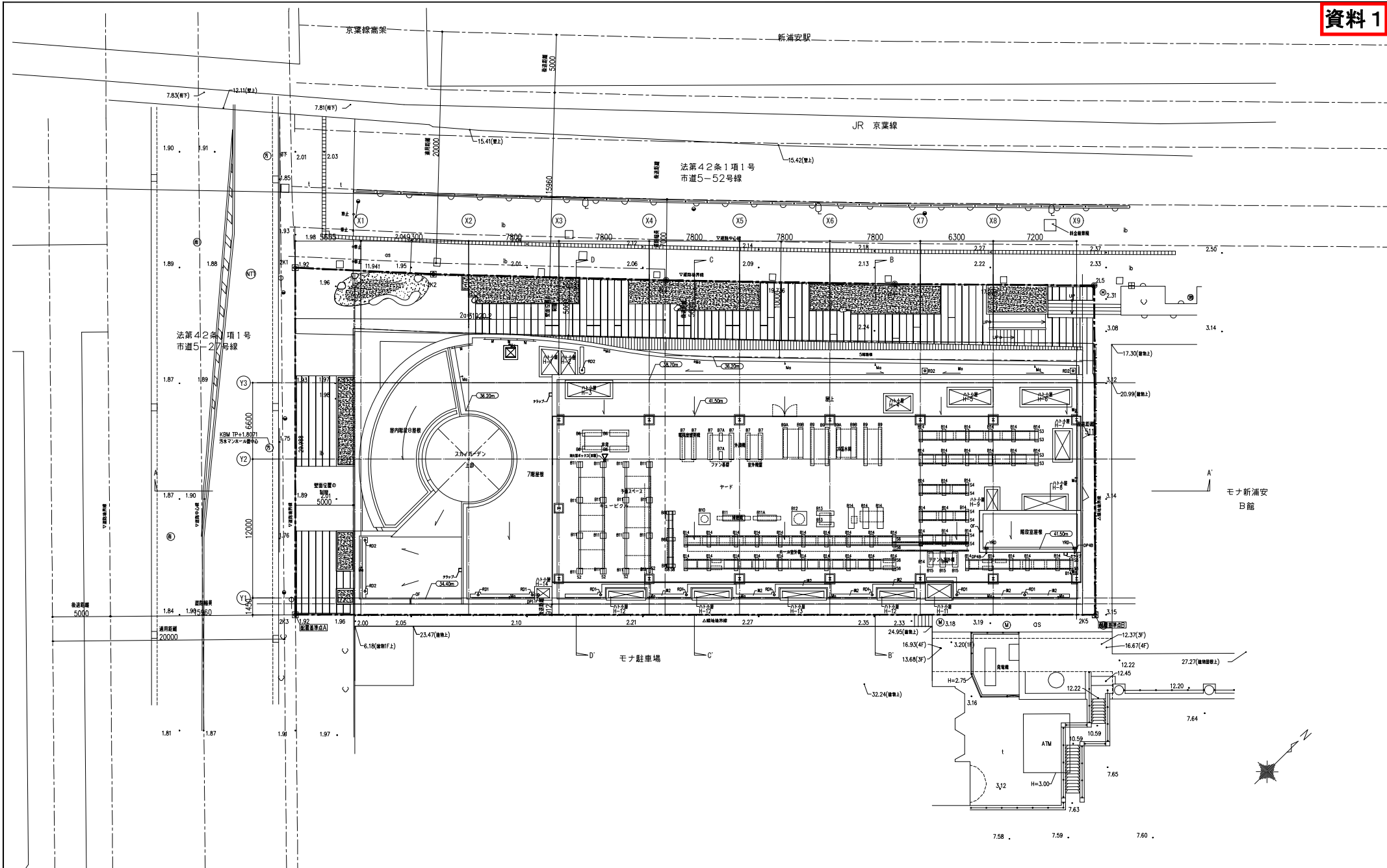
問い合わせ先

浦安市教育委員会 生涯学習部生涯学習課

住所：浦安市猫実1-1-1

電話：047-712-6794

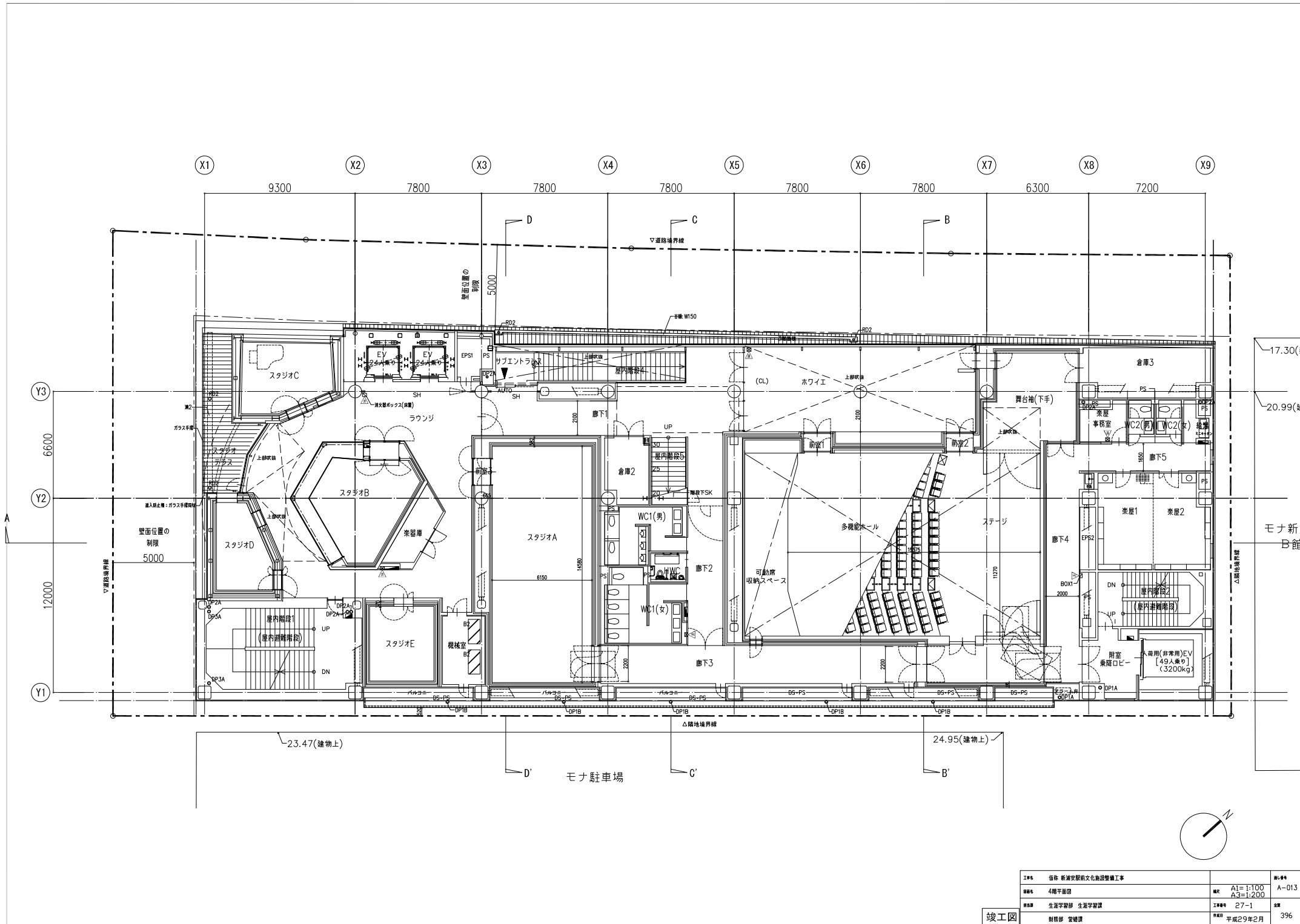
E-mail：manabi@city.urayasu.lg.jp



NBF新浦安タワー

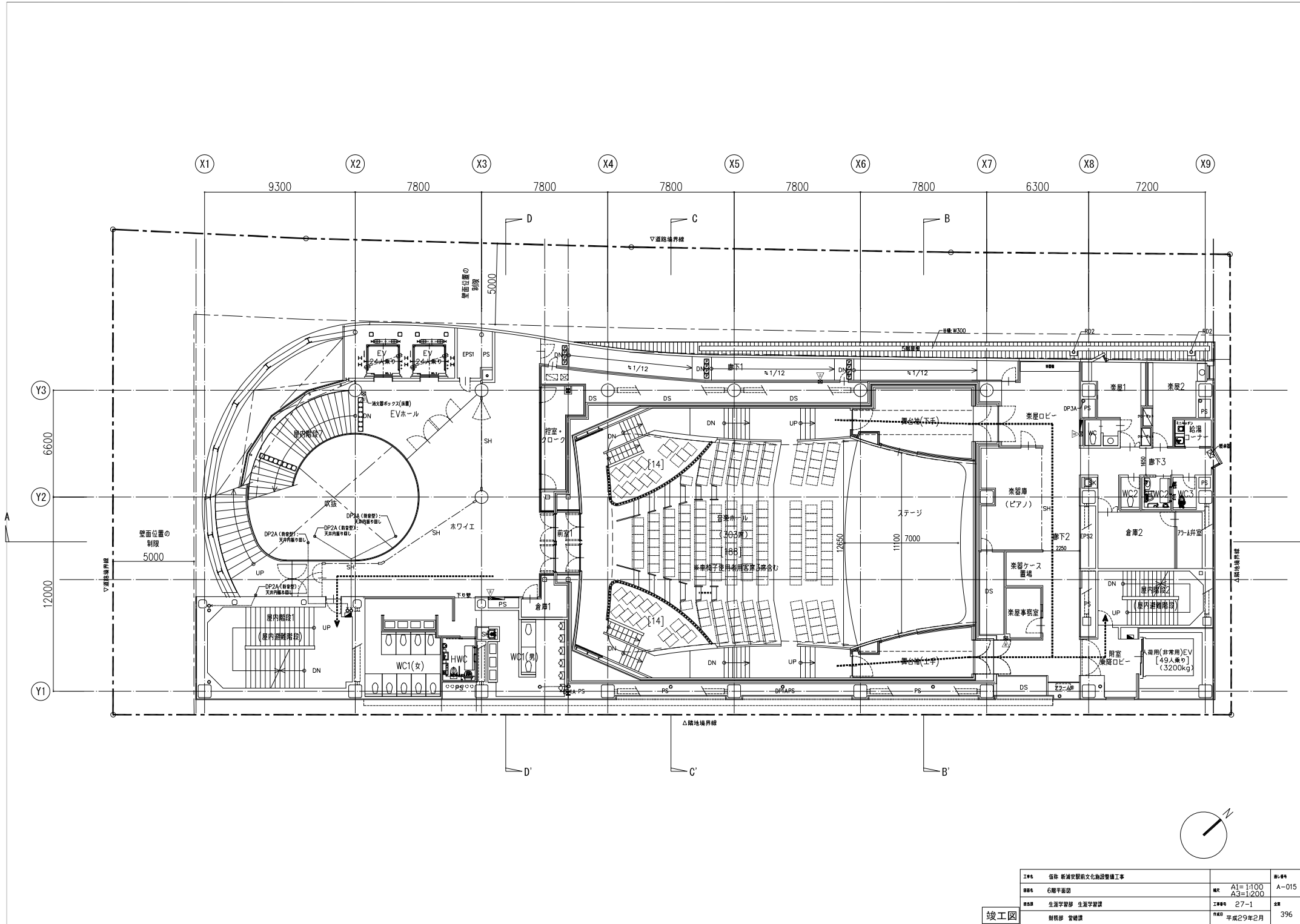
工名	名称	新浦安駅前文化施設整備工事	図シ	1
図名	配置図	配置図	縮尺	A1=1:150 A3=1:300
図番	生誕学習部	生誕学習部	工務	27-1
図番	財務部	客観課	作成	平成29年2月
				396

竣工図



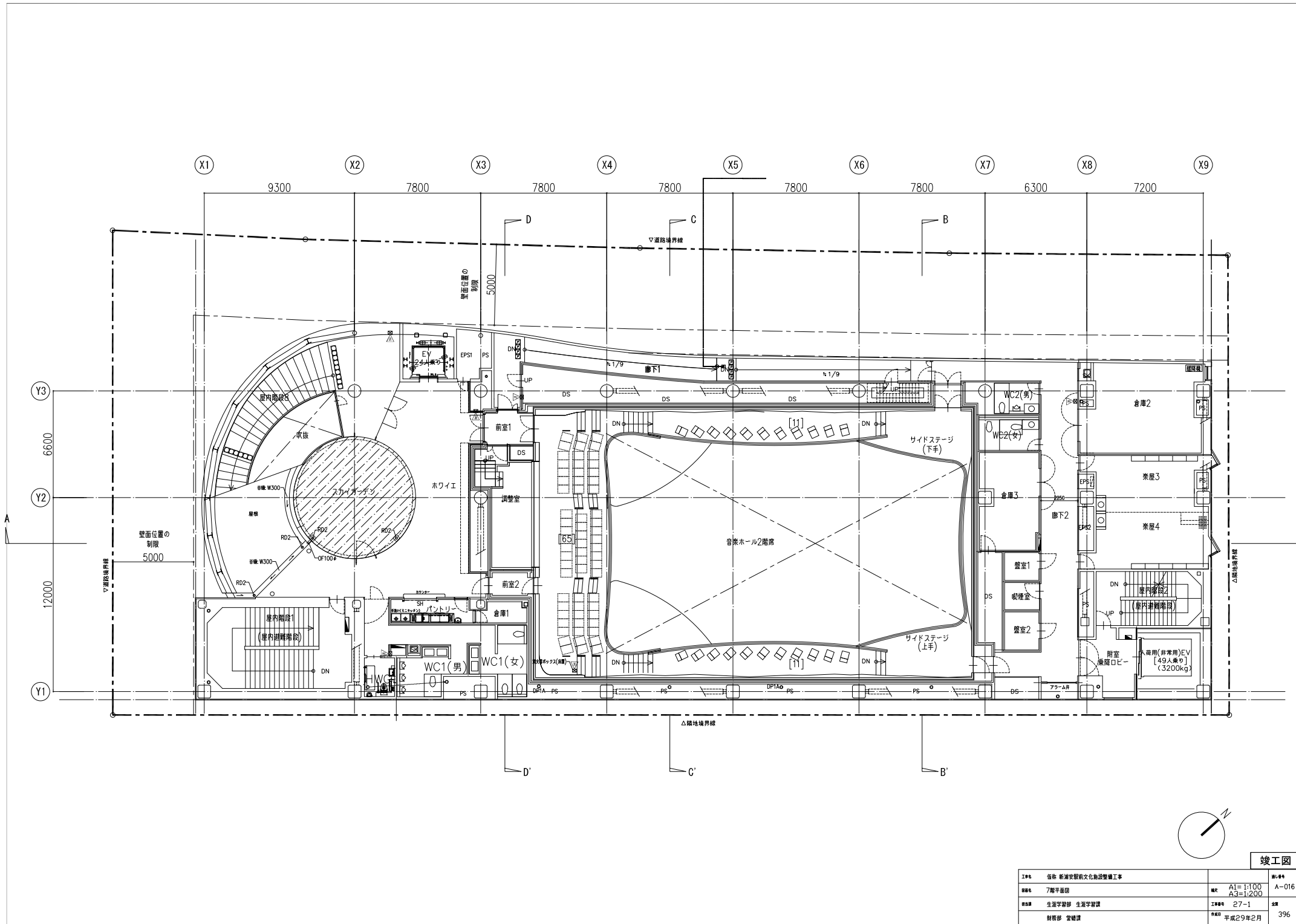
竣工図

工事名	名称 新潟交響楽文化施設整備工事	図号	A1=1:100 A3=1:200	図し番号	A-013
階層	4階平面図	図名	27-1	図種	竣工
担当	生涯学習部 生涯学習課	作成	平成29年2月	ページ	396
製図部	室崎課				



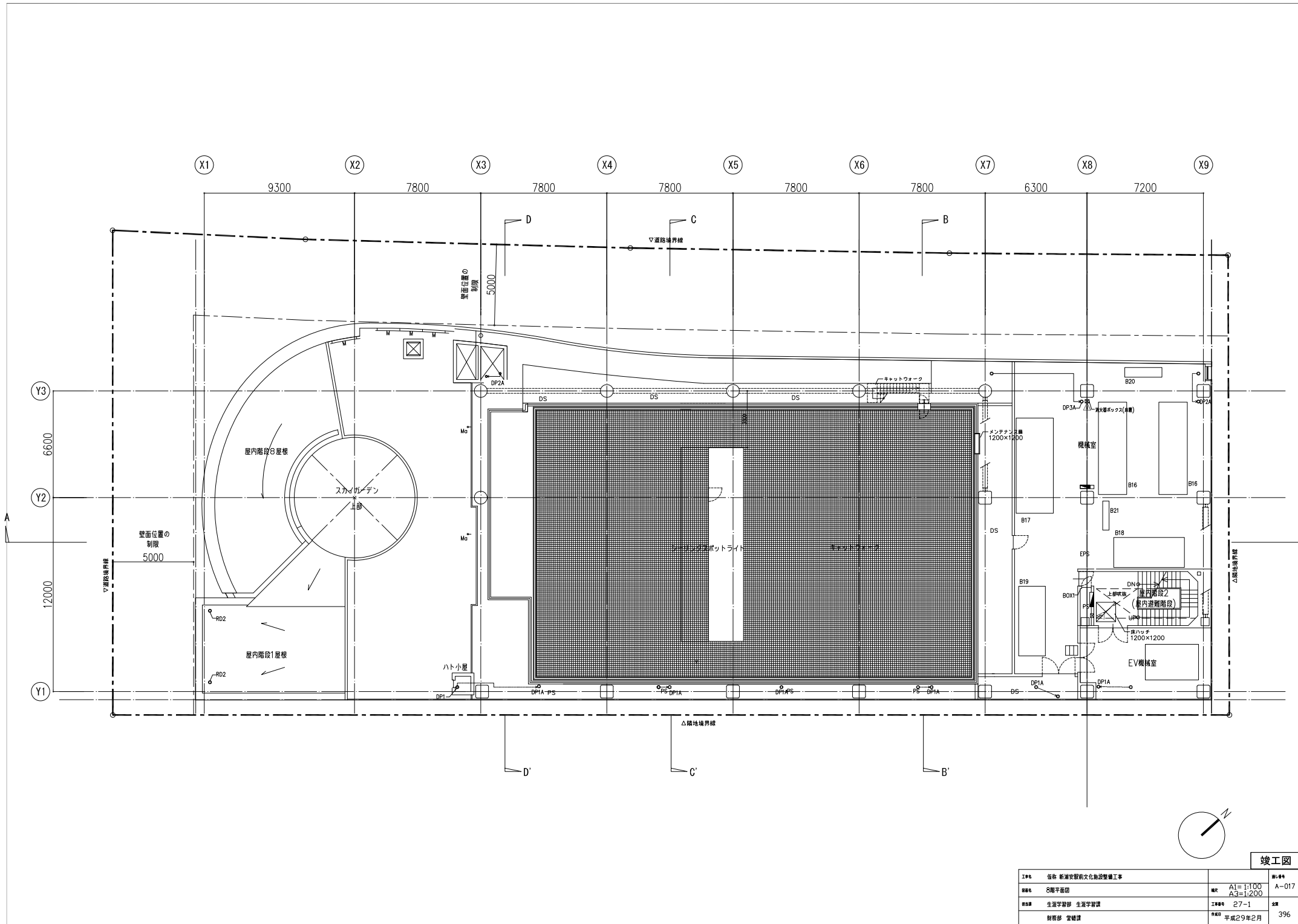
竣工図

工名	名称 新潟交響楽文化施設整備工事	図号	A1=1:100 A3=1:200	図名	A-015
図名	6階平面図	工種	27-1	全期	
棟名	生涯学習部 生涯学習課	作成	平成29年2月	396	
設計部	常務課				



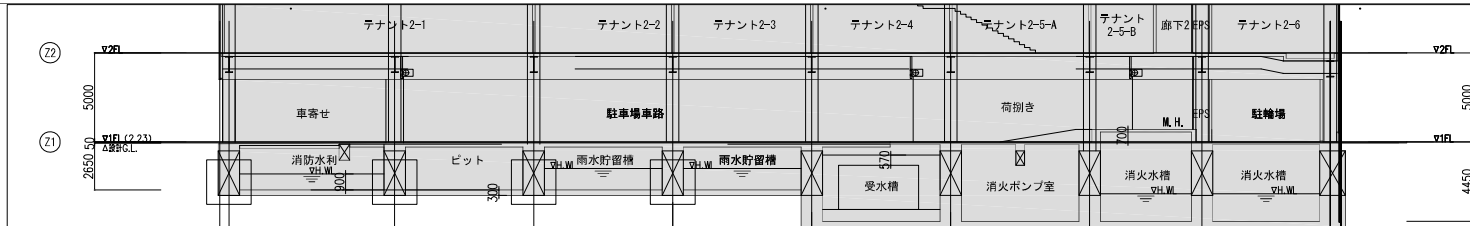
竣工図

工事名	名称 新潟交響楽文化施設整備工事	図し番号	A-016
階層	7階平面図	縮尺	A1=1/100 A3=1/200
担当	生業学習部 生業学習課	工事番号	27-1
製図部	室崎課	発行日	平成29年2月
		ページ	396

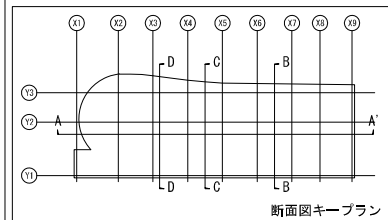


竣工図

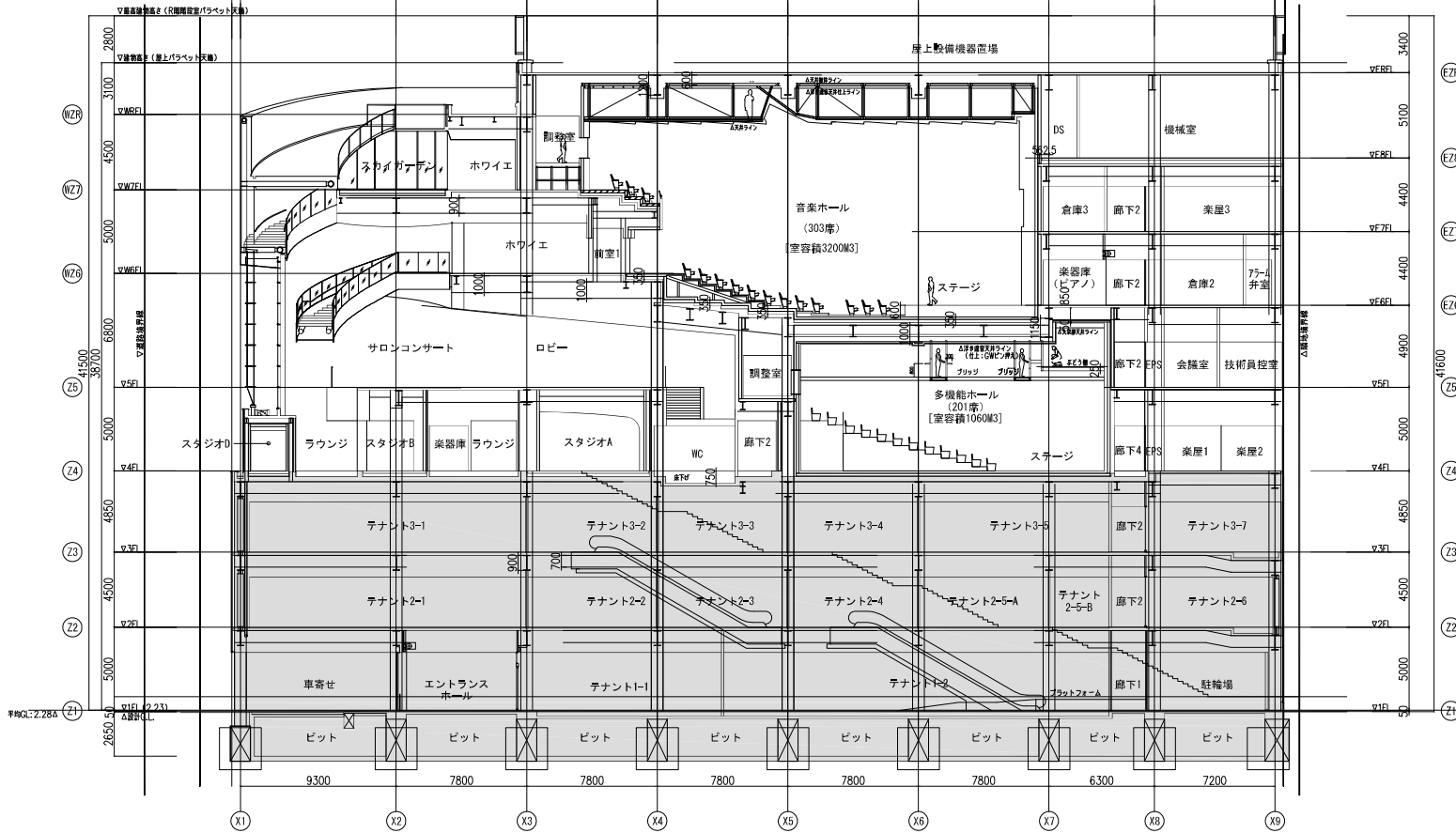
工事名	名称 新潟交差点文化施設整備工事	図面番号	A-017
図面名	8階平面図	縮尺	A1=1/100 A3=1/200
担当	生達学習部 生達学習課	工事番号	27-1
製図部	室崎課	発行日	平成29年2月
		ページ	396



E-E 断面図



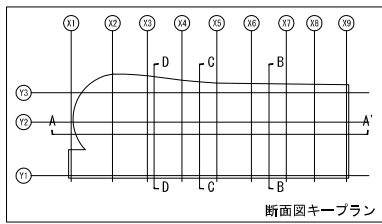
断面図キープラン



A-A 断面図

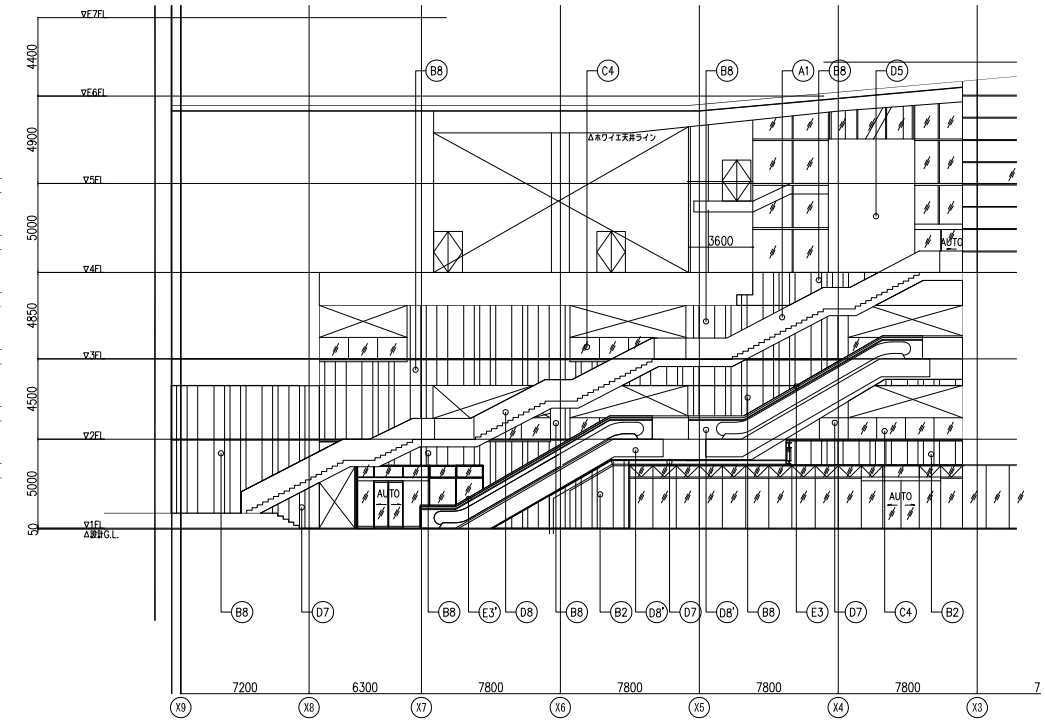
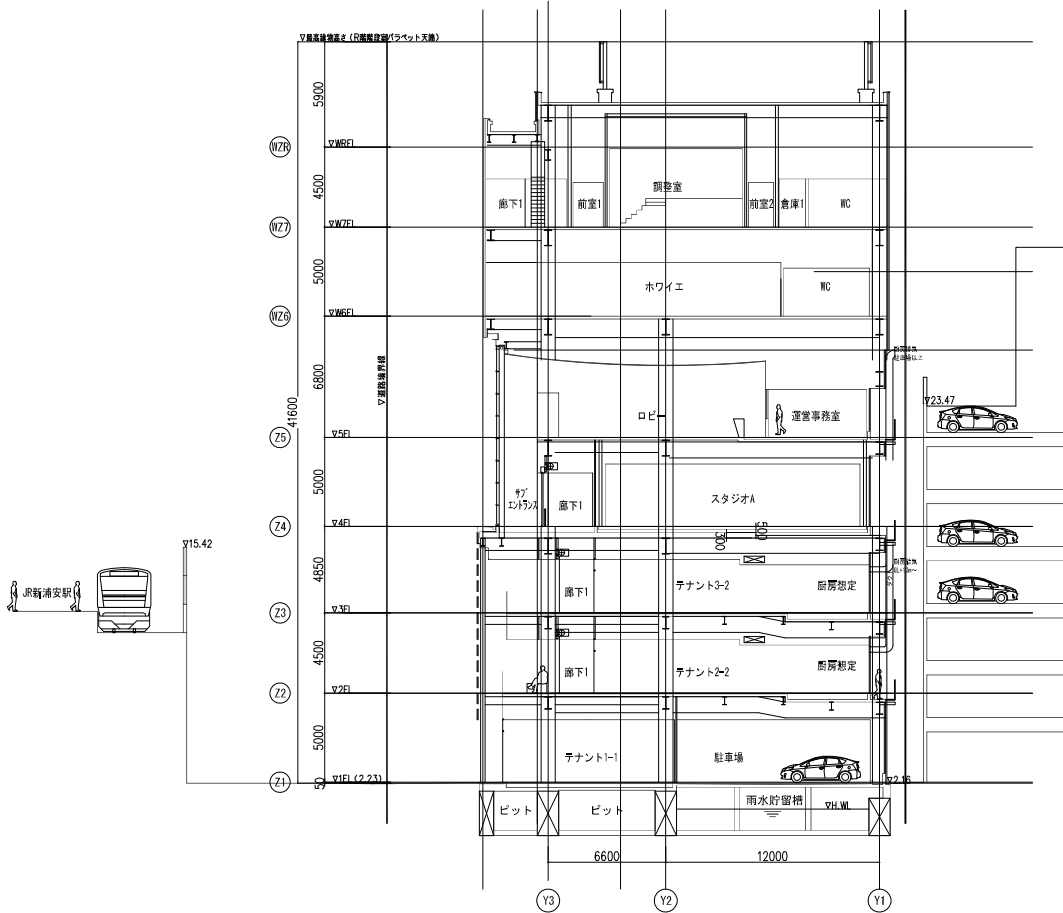
工種	名称	新演習館前文化施設整備工事	図号	A1=1:150 A3=1:300	図名	A-021
図名	断面図(1)		図尺		図番	27-1
図番	生造学習部 生造学習課		図名		図尺	平成29年2月
図名	財新部 室経課		図尺		図番	396

竣工図



■記号凡例

(A1) タイカドレンR1 フッ素塗装	(B7) 押出成形セメント板160厚貼 フラット面状 W600 フッ素樹脂塗装	(D1) アルミサッシ ※ハッチ部はバックパネル表示	(D7) アルミバンチング 3L フッ素樹脂付塗装	(G2) アルミ塗木 電解二次着色
(B1) 押出成形セメント板175厚貼 特殊塗布 W900 フッ素樹脂塗装	(B8) 押出成形セメント板175厚貼 フラット面状 (W300,600,900) フッ素樹脂塗装	(D11) アルミカーテンウォール 電解二次着色	(D8) アルミパネル 2.0t フッ素樹脂塗装 (ソリッド)	(H1) 耐火塗料
(B2) 押出成形セメント板175厚貼 フラット面状 W900 フッ素樹脂塗装	(B9) ALC1125厚貼 W600 アクリルシリコン樹脂塗布仕上げ	(D2) アルミルーバー フッ素樹脂付塗装 (ソリッドつや有)	(E1) スチールカーテンウォール フッ素樹脂塗装 (ソリッドつや有)	(I1) RCの上 フッ素樹脂塗装ソリッド
(B3) ルーバー:アルミパネル 13.0 W600 @900 フッ素樹脂塗装 (ソリッドつや有)	(C1) 合わせガラスルーバー (上下二辺支持) FL6+FL6	(D3) アルミルーバー フッ素樹脂付塗装	(E2) 2辺支持強化ガラス15t カラーフィルム貼 安全網:スチール製 (フッ素樹脂付塗装)	
(B4) 押出成形セメント板160厚貼 フラット面状 W600 フッ素樹脂塗装	(C2) ガラス手摺:H1300 強化合わせガラス16+16 支持:SI-FB @1500 エッジシールド: SUS HL	(D4) 化粧ファン アルミ型材 (ND) フッ素樹脂付塗装	(E3) スチール塗木	
(B5) 押出成形セメント板175厚貼 フラット面状 W900 フッ素樹脂塗装	(C3) ガラススクリーン	(D5) アルミパネル 13 電解研磨+陽極酸化皮膜	(F1) SUSサッシ (AUTO+P)	
(B6) 押出成形セメント板160厚貼 フラット面状 W600 素地仕上げ (浸透性吸水防止剤仕様)	(C4) ガラス手摺:H1300 強化合わせガラス16+16 両面防曇処理 (両面防曇) 支持:SI-FB フッ素塗装	(D6) アルミガラリ	(G1) アルミ塗木 フッ素樹脂付塗装	



資料 2

①施設の利用実績と施設使用料実績

年度	営業日数 (利用可能日)	利用者数	利用率	稼働率	施設使用料	友の会 会員数	備考
R 4 (2022) 年度	335日	82,494人	92.9%	61.3%	47,570,905円	270人	千葉県蔓延防止措置期間～4/28(市外者使用不可)
R 5 (2023) 年度	336日	92,221人	95.0%	71.6%	51,681,845円	386人	
R 6 (2024) 年度	336日	93,681人	94.7%	73.9%	51,987,035円	351人	
R 7 (2025) 年度	336日	105,391人	94.7%	73.8%	55,102,006円	276人	

②利用率と稼働率

コンサートホール	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	84.5%	73.9%	66.2%	88.5%
R 5 (2023) 年度	336	90.8%	79.2%	72.3%	91.2%
R 6 (2024) 年度	336	88.4%	77.8%	74.5%	89.1%
R 7 (2025) 年度	336	90.8%	79.7%	74.0%	92.9%
平均		88.6%	77.6%	71.8%	90.4%

スタジオB	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	95.5%	54.3%	50.0%	63.9%
R 5 (2023) 年度	336	99.7%	66.0%	61.5%	75.7%
R 6 (2024) 年度	336	99.7%	64.8%	61.2%	72.9%
R 7 (2025) 年度	336	97.6%	66.6%	62.5%	74.4%
平均		98.1%	62.9%	58.8%	71.7%

ハーモニーホール	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	82.4%	61.9%	50.1%	84.5%
R 5 (2023) 年度	336	75.3%	61.0%	45.7%	88.6%
R 6 (2024) 年度	336	77.7%	62.2%	49.2%	86.5%
R 7 (2025) 年度	336	81.3%	63.8%	50.8%	88.6%
平均		79.2%	62.2%	49.0%	87.0%

スタジオC	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	100.0%	71.1%	68.8%	77.1%
R 5 (2023) 年度	336	100.0%	79.6%	77.8%	86.2%
R 6 (2024) 年度	336	100.0%	82.9%	82.8%	83.5%
R 7 (2025) 年度	336	97.9%	78.4%	77.0%	82.8%
平均		99.5%	78.0%	76.6%	82.4%

スタジオA	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	96.1%	66.6%	63.0%	75.9%
R 5 (2023) 年度	334	99.4%	71.7%	65.3%	82.3%
R 6 (2024) 年度	336	97.6%	74.1%	69.2%	83.0%
R 7 (2025) 年度	336	98.5%	72.4%	66.1%	84.3%
平均		97.9%	71.2%	65.9%	81.4%

スタジオD	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	99.7%	71.1%	71.9%	71.1%
R 5 (2023) 年度	336	100.0%	80.7%	80.4%	82.7%
R 6 (2024) 年度	336	100.0%	82.7%	83.9%	82.4%
R 7 (2025) 年度	336	98.8%	82.9%	82.9%	83.7%
平均		99.6%	79.4%	79.8%	80.0%

利用率…利用日数÷利用可能日

稼働率…利用コマ数÷利用可能コマ数

*ホールとスタジオAは1日3コマで換算

スタジオE	利用可能日	利用率	稼働率	平日	土日祝日
R 4 (2022) 年度	335	92.2%	44.2%	40.1%	52.9%
R 5 (2023) 年度	336	99.7%	60.6%	60.8%	62.7%
R 6 (2024) 年度	336	99.4%	66.8%	66.4%	70.8%
R 7 (2025) 年度	336	97.9%	68.5%	66.9%	72.5%
平均		97.3%	60.0%	58.6%	64.7%

③利用件数・使用料・附属設備費

施設名		R 4 (2022) 年度	R 5 (2023) 年度	R 6 (2024) 年度	R 7 (2025) 年度
コンサート ホール	施設利用件数	302	318	312	405
	使用料	14,455,200	16,216,680	15,353,670	16,597,780
	附属設備費	8,599,200	8,883,560	8,923,990	9,694,590
ハーモニー ホール	施設利用件数	269	274	308	384
	使用料	6,263,910	5,836,170	6,719,370	6,932,885
	附属設備費	4,378,920	4,309,610	4,213,440	4,959,680
スタジオA	施設利用件数	582	656	651	636
	使用料	3,104,330	3,836,920	3,739,710	3,534,380
	附属設備費	797,530	737,180	905,490	901,760
スタジオB	施設利用件数	995	1,139	1,148	1,258
	使用料	1,875,370	2,156,090	2,250,740	2,502,780
	附属設備費	1,005,850	1,217,300	1,132,430	1,247,270
スタジオC	施設利用件数	1,544	1,523	1,680	1,661
	使用料	1,930,710	2,153,310	2,101,950	2,179,970
	附属設備費	1,504,750	1,808,460	1,679,940	1,628,931
スタジオD	施設利用件数	1,742	1,769	1,899	1,928
	使用料	1,700,490	1,937,230	1,999,020	2,098,160
	附属設備費	547,200	709,290	754,470	793,280
スタジオE	施設利用件数	1,070	1,447	1,564	1,611
	使用料	1,184,890	1,558,690	1,781,490	1,800,660
	附属設備費	367,200	510,130	627,550	641,710
合計	施設利用件数	6,504	7,126	7,562	7,883
	使用料	30,514,900	33,695,090	33,945,950	35,646,615
	附属設備費	17,200,650	18,175,530	18,237,310	19,867,221
	計	47,715,550	51,870,620	52,183,260	55,513,836
還付		144,645	188,775	196,225	411,830
還付後		47,570,905	51,681,845	51,987,035	55,102,006

資料3

管理運営経費の収支実績（参考）

項目	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
指定管理料（精算後）	122,083,152	119,946,111	126,078,269	125,953,258
施設利用料収入	47,570,905	51,681,845	51,987,035	55,102,006
企画提案事業収入	7,726,700	5,028,300	5,935,700	5,153,400
友の会事業収入	639,000	555,000	487,000	402,000
ワンストップサービス	478,400	537,000	242,400	586,300
プレイガイド等雑収入	55,681	93,804	41,360	76,222
収入合計	178,553,838	177,842,060	184,771,764	187,273,186

共益費	20,038,008	20,038,008	22,804,164	22,804,164
維持管理費	26,547,380	26,547,380	29,125,340	29,125,340
光熱水費	17,751,972	16,476,458	17,544,149	17,831,432
修繕費	742,720	1,018,600	1,800,920	3,335,740
人件費	36,639,825	37,010,223	37,384,325	37,762,168
企画提案事業費	15,667,860	15,305,194	15,702,771	15,584,852
施設管理費	38,637,817	38,734,817	39,106,650	39,261,750
消耗品費	1,000,000	1,280,606	986,066	924,925
その他（事務費）	2,818,750	1,854,523	1,952,896	2,088,574
一般管理費	13,586,768	13,452,594	14,166,595	14,491,438
支出合計	173,431,100	171,718,403	180,573,876	183,210,383

＜注意＞

- ・指定管理料から充当することができる事業費は1,500万円であり、支出額は現行の指定管理者の提案により、支出した額となります。
- ・市からの修繕費（小規模のもの）は年間300万円です。
- ・人件費、施設管理費、消耗品費、その他（事務費）については、現行の指定管理者の提案により、支出した額となります。